

別表第1 宿泊料金等の算定方法（第2条第1項、第3条第2項および第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料） ② サービス料（①×15%） ③ 消費税
	飲食料金	④ 飲食料又は追加飲食料 ⑤ サービス料（④×15%） ⑥ 消費税
	その他	⑦ その他宿泊に付随する料金 ⑧ 消費税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を うけた日		契約申込人数								
		不 泊	当 日	前 日	3 日 前	7 日 前	14 日 前	21 日 前	30 日 前	60 日 前
一 般	14名まで	100%	100%	80%	50%	20%				
団 体	15名～99名まで	100%	100%	80%	80%	50%	30%	30%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	80%	80%	80%	50%	30%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3. その他、当ホテルが企画する宿泊パッケージ、または特定団体において、前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。